

e-Japan重点計画(案) 概要

- 1 . 基本的方針
- 2 . 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成
- 3 . 教育及び学習の振興並びに人材の育成
- 4 . 電子商取引等の促進
- 5 . 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進
- 6 . 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保
- 7 . 横断的な課題

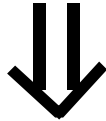
平成 1 3 年 3 月 2 日

I T 戦略本部

1. 基本的な方針(1)

IT基本戦略

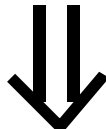
(2000年11月27日
IT戦略会議)



e-Japan戦略

(2001年1月22日
第1回IT戦略本部決定)

5年以内に
世界最先端のIT国家



e-Japan重点計画

e-Japan戦略を具体化
政府が迅速かつ重点的に実施すべき
施策の全容を明示
(IT基本法第35条)

すべての国民がITのメリットを享受できる社会

- ・5年以内に少なくとも3000万世帯が高速インターネット網に、また1000万世帯が超高速インターネット網に常時接続可能な環境を整備する。
- ・すべての国民がインターネットを使いこなせ(2005年のインターネット個人普及率が60%(予測値)を大幅に超え)、多様な情報・知識を世界的規模で入手・共有・発信できるようにする。

経済構造の改革の推進と産業の国際競争力の強化が実現された社会

- ・ITの活用を通じた絶え間ない新規産業の創出と既存産業の効率化により、経済構造の高度化、国際競争力の強化、持続的な経済成長と雇用の拡大を達成する。

ゆとりと豊かさを実感できる国民生活と、個性豊かで活力に満ちた地域社会が実現された社会

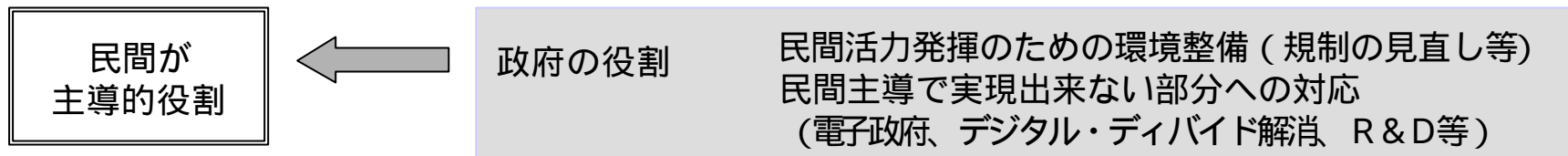
- ・2003年度までに電子情報を紙情報と同等に扱う電子政府を実現する。
- ・電子商取引の市場を成長させ、2003年の市場規模が70兆円を大幅に上回るようにする。
- ・遠隔教育や遠隔医療等を普及させる。
- ・すべての国民がインターネット等を通じていつでも必要とするサービスを受け、様々なコミュニティに参加できるようにする。

地球規模での高度情報通信ネットワーク社会の実現に向けた国際貢献が行われる社会

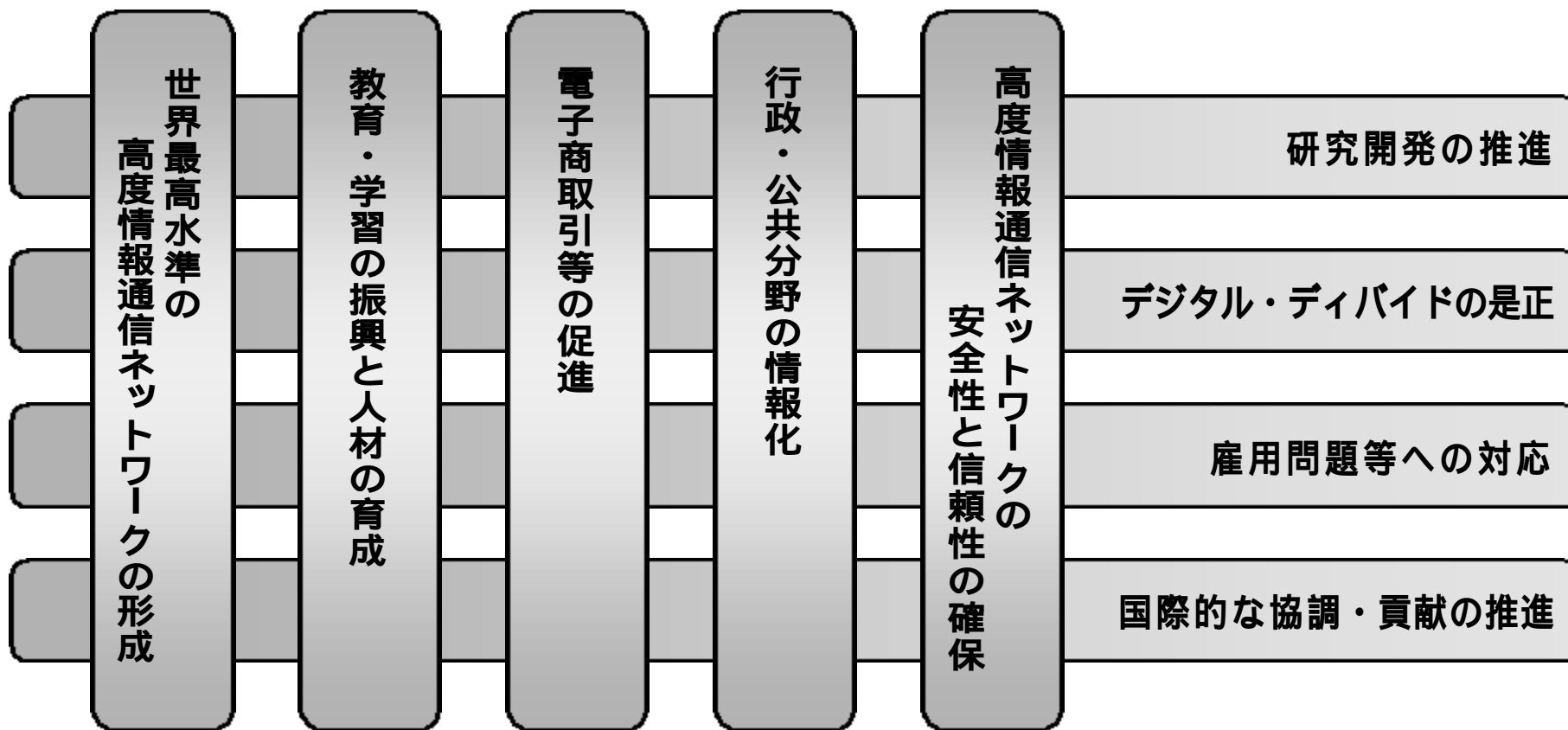
- ・IT関連修士・博士号取得者を増大させるとともに、2005年までに3万人の外国人人材を受け入れ、米国水準を上回る高度なIT技術者・研究者が絶え間ない技術開発を行なう環境を実現する。
- ・情報通信技術の高度化やコンテンツの発信等を通じて、世界の発展に貢献する。

1. 基本的な方針(2)

官民の役割分担



政策課題



2. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成

重点計画の施策

2005年の姿

超高速インターネットにより、極めて高画質の映像の配信や遠隔地でのイベントへの参加、立体映像を使用したショッピング等を安価に享受
高速インターネットにより、音楽のダウンロード、テレビ会議、遠隔在宅介護等を享受
家電製品がインターネットに接続され、外出先から家電を操作（エアコン操作、冷蔵庫内の確認等）
携帯端末で外出先、車内から高速インターネットに安価にアクセス。
放送のデジタル化により、高品質な映像・音楽や双方向サービスを楽しむ

目標

2005年度までに、1000万世帯が超高速インターネットに、また3000万世帯が高速インターネットに、低廉な料金でアクセス可能な環境を整備
放送のデジタル化と通信と放送の融合を推進

現状

地域通信市場が独占状態であること等によりインターネットの普及が遅れ、アジア・太平洋地域においても決して先進国と言えない状況
地上放送のデジタル化で米国、英国に遅れ

公正競争条件の整備

- ・2001年中に非対称規制を導入
- ・2001年中にインセンティブ活用型競争促進方策を導入
- ・2001年中に電気通信紛争処理委員会（仮称）を創設
- ・2001年中に独禁法上の指針を作成するなど公正取引委員会の機能を強化

超高速ネットワークインフラの形成推進

- ・2001年中に既存光ファイバの活用のための制度や地域IP網の接続ルールを整備
- ・2001年中に電柱等の利用円滑化のための制度を整備
- ・2001年中に高速無線アクセス用の周波数を拡張

研究開発の推進

- ・2005年までに10Tbps級の光伝送のみによる通信を実現
- ・2005年までにIPv6のインターネット環境を実現

放送のデジタル化の推進

- ・2003年のデジタル地上放送開始に向けた支援を実施
- ・2010年のCATVのデジタル化に向けた支援を実施

3. 教育及び学習の振興並びに人材の育成

2005年の姿

授業でのインターネット活用により、生徒は自発的・創造的に学習
すべての人がインターネットを使いこなせるようになり、生活の充実に活用（趣味の充実、社会形成への参画等）。ITの活用により仕事の効率を向上させ、また、IT産業への就職を容易化
大学が独創的な研究を行い、多様な人材が輩出され、最先端技術が数多く開発
世界的な人気を博するコンテンツが日本で制作され、全世界にインターネットで配信

目標

2005年のインターネット個人普及を大幅に増大（個人普及率が60%（予測値）を大幅超）
学校のIT教育体制の強化と情報生涯教育の充実
高度なIT技術者・研究者の確保
（2005年までに3万人程度の外国人人材受入れ）

現状

学校におけるITの普及が米国に比べ大幅に遅延
特に中高年におけるITの普及が大幅に遅延
高度なIT技術者・研究者が人数的・質的に不足

重点計画の施策

学校教育の情報化

- ・ 2001年度に全公立学校をインターネット接続
- ・ 2005年度までに全クラスでPCを活用
- ・ 2001年度にすべての公立学校教員がPC操作に習熟
- ・ 2001年度に1000人のIT関連特別非常勤講師を任用
- ・ 2005年度までに学習資源のデジタル化と学校導入

IT学習機会の提供

- ・ 2001年度までに、550万人対象のIT基礎講習と、50万人の消費者・中小企業等を対象のIT講習を実施
- ・ 2001年度までに7000ヶ所の図書館・公民館にIT機器を整備
- ・ 2001年度までに140万人対象のIT職業訓練を実施

専門的な知識・技術を有する人材の育成

- ・ 2001年度に国立大学の組織編制を柔軟化
- ・ 2003年度までにIT技術者スキル標準をアジアで共通化
- ・ 2001年度に外国人技術者上陸許可基準を見直し
- ・ 2005年度までにデジタルコンテンツ市場の規模を2倍に拡大

4. 電子商取引等の促進

2005年の姿

高額な取引でも安心してインターネットで取引可能
ITを活用して迅速なビジネス展開が可能
知的財産権の保護が徹底され、様々な魅力あるコンテンツがインターネットを通じて提供
すべての消費者は、個人情報の流出やコンピュータの操作ミス等を気にせず安心して電子商取引を実践
おおむね半数程度の中小企業がインターネットを活用して電子商取引等に参加（2003年）

目標

電子商取引の市場規模を大幅に拡大
（2003年に、BtoB取引の市場規模が70兆円を、またBtoC取引の市場規模が3兆円を大幅に上回るようにする）

現状

電子商取引の比率は米国に比較して低レベル
IT化に対応した規制改革やルール整備に遅れ
知的財産権の保護に関するルールが未整備
電子商取引における消費者保護が不十分

重点計画の施策

規制の見直し

- ・ 2001年度に電子商取引を阻害する規制を見直し
- ・ 2001年度に行政機関による法令適用事前確認手続（仮称）を導入
- ・ 2002年の株主総会でインターネットを利用できるよう商法を改正

新たなルールの整備

- ・ 2001年に電子契約、情報財契約、インターネットサービスプロバイダー等の責任に関するルールについて、法的基盤を整備

知的財産権の適正な保護及び利用

- ・ 2001年中にドメイン名利用を適正化
- ・ 2002年度までにコンテンツの契約慣行等を是正

消費者保護

- ・ 2001年に個人情報保護に関する法的基盤を整備
- ・ 2001年にB to CのためのADRスキームを構築

中小企業

- ・ 2003年までに、中小企業がITを活用するための基盤を整備

5. 行政の情報化及び公共分野における 情報通信技術の活用の推進

2005年の姿

行政の情報化（2003年度）
原則として24時間、自宅やオフィスからインターネットを利用して実質的に全ての行政情報の閲覧、申請・届出等手続、手数料納付・政府調達手続が可能

公共分野における情報通信技術の活用
地理的な制約なくインターネットを通じて日本中の文化財、美術品等に関する情報の入手・利用が可能
電子カルテの普及等により、多様で質の高い医療サービスを楽しむ
交通渋滞の解消等に資するITSの推進・普及が実現

目標

行政情報の提供、申請・届出等手続の電子化、文書の電子化、ペーパーレス化及び必要な業務改革を重点的に推進し、2003年度までに、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現
ITを活用した公共サービスの多様化・質の向上により、国民がITの恩恵を享受できる社会を実現

現状

政府の申請・届出手続のオンライン化、内部事務のペーパーレス化(電子化)の他、地方公共団体の電子化もまだ緒についたばかり
文化、福祉等の公共分野において、情報のデータベース化、ネットワーク化等が着実に進展

重点計画の施策

行政の情報化

- ・2003年度までに法令、白書などの行政情報を原則としてインターネット提供
- ・2003年度までに実質的にすべての申請・届出等手続をオンライン化するため、個別手続のオンラインシステムの整備。必要な法令の見直しを実施
- ・2004年度までに原則として入札・開札を電子化
- ・自治事務等のオンライン化に関し、個別手続に係るアクション・プランを2001年度早期に策定
- ・2002年度までに各府省共通事務に関しペーパーレス化(電子化)するなど内部事務の電子化を推進

公共分野における情報通信技術の活用

- ・2005年度までにスーパーSINETを全国(25～30ヶ所)に拡大
- ・2005年度までに文化財、美術品等の情報をデータベース化し、インターネットで提供。
- ・2001年度早期に医療のIT化のグランドデザインを策定
- ・2002年度までに道路交通情報通信システム(VICS)を全国実施
- ・2003年度までにインターネットを通じた地理情報等の流通利用の仕組みを構築

6. 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

重点計画の施策

2005年の姿

プライバシー侵害やサービスの停止等の心配なく、安心して取引等にインターネットを活用
いわゆるサイバーテロ等の脅威に関わらず重要インフラ関連のサービスを安定して供給
重要な情報システムのバックアップ体制により、自然災害等が起きても安心して情報システムを活用
ハイテク犯罪等に対して、国際的に連携して対応

目 標

不正アクセスやコンピュータ・ウイルス等に起因する国民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼす提供機能の停止をゼロに

現 状

不正アクセス行為、いわゆるサイバーテロ等の脅威が現実化しつつある状況
我が国の情報セキュリティ水準は、ファイアウォールの設置率だけを見ても米国と比べ低い水準

制度・基盤の整備

- ・2002年度までに暗号技術の標準化
- ・2005年度までに刑事基本法制の整備

政府部内の情報セキュリティ対策

- ・2003年度までに、情報セキュリティポリシーの評価・見直しの実施等により十分なセキュリティ水準を確保

民間部門の情報セキュリティ対策・普及啓発

- ・2003年度までに一般利用者への情報提供体制を強化
- ・2004年度までに都道府県等に情報セキュリティアドバイザーを配置

重要インフラのサイバーテロ対策

- ・2001年度中に、官民の連絡・連携体制の整備
- ・2003年度までに、関係省庁の緊急対処体制を整備

研究開発・人材育成・国際連携

- ・2001年度中に、情報セキュリティ関連資格制度を整備
- ・2005年度までに不正アクセスやサイバーテロの予防・検知等に関する技術等を実用化

7. 横断的な課題

研究開発の推進

- ・IT 戦略本部と総合科学技術会議との連携
- ・産学官の協力関係の強化
- ・民間のみでは推進困難な技術に関する研究開発の一層の推進

デジタル・ディバイドの是正

- ・地理的な制約、年齢・身体的な条件等に起因する格差の積極的是正

新たな課題への対応

- ・雇用面でのミスマッチの発生や有害情報の氾濫等の問題に対する的確かつ積極的取組

国際的な協調・貢献の推進

- ・ルール、規格等の調和とデジタル・ディバイドの解消に向けた積極的取組

重点計画の見直し等

- ・毎年春に施策の推進状況の調査と重点計画の見直し
- ・毎年秋に施策の推進状況の調査